

令和7年度医療機器修理責任技術者基礎講習会

公益財団法人 医療機器センター

実 施 要 領

公益財団法人 医療機器センターは、令和7年度の「医療機器修理責任技術者基礎講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上でお申し込みください。また、署名もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

作成にあたってはご自身が従事している(していた)事業所の許可番号の履歴及び許可年月日情報を事前に収集してください。

◆講習の目的◆

本講習会は、医薬品医療機器等法施行規則第188条第一号イ及び第二号イに基づく医療機器修理責任技術者の資格取得を目的とする講習会です。

◆受講資格◆

医療機器修理業の業許可を受けている事業所(製造業の業許可及び登録を含む)において、医療機器の修理(製造を含む)に関する業務に3年以上従事した者であること。

※証明元の事業所が医療機器の修理業の許可又は製造業の許可及び登録(医療機器の製造工程のうち、設計又は最終製品の保管のみを行う製造を除く(旧法においては包装表示保管))を受けており、3年以上従事している場合のみ、受講資格を満たすこととなります。(許可・登録を受けていない期間・事業所は対象外です。)

なお、従事年数証明書に虚偽の記載または間違えて記載し従事年数不足があった場合は、仮に講習を修了したとしても、その資格は無効となります。

また、「3年以上の従事期間」は、修理業の許可(又は製造業の許可及び登録)を受けている複数の業態又は事業所における従事の期間を通算して計算しても構いません。

(注)本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。**継続研修ではありません**のでご注意ください。

また、過去に本講習を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

◆講習開催期間及び受講申込締切◆

日程等は次のとおりです。

	開催方法	開催期間	申込締切日
第1回	eラーニング形式※	令和7年 6月 9日(月)～ 7月 9日(水)	令和7年 4月30日(水)
第2回		令和7年10月 1日(水)～10月31日(金)	令和7年 9月 5日(金)
第3回		令和8年 1月 5日(月)～ 2月 6日(金)	令和7年12月12日(金)
注意 点	※本講習会はインターネット上で行う「eラーニング」形式にて開催致します。 (注)1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、 <u>不備がないものから受付</u> します。 2 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の <u>受講者変更はできません</u> ので、ご注意ください。		

◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

◆受講料◆

50,500 円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・お振込後は、原則として返金は出来ませんのでご了承ください。
- ・お支払いについては、ご登録されたメールアドレス宛へ送信される審査結果通知内に記載されていますのでご確認ください。

◆受講申込み及び送付方法◆

当財団のホームページ(<https://www.jaame.or.jp/>)より申込みに必要な上記書類作成のための手続きをしてください。インターネット環境がなく当財団のホームページより手続きができない方につきましてはお電話にてお問合せください。

受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

◆審査結果通知について◆

先着順(受講申込完了順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなります。

なお、書類審査通過後に書類の虚偽記載・誤記載・証明内容と勤務実態に相違がある等が発覚した場合には、例えば修了証を送付した後であっても受講資格無しとみなされ、**資格は取り消し**となります。書類の作成には十分に注意してください。

書類審査を通過した方には随時審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)をメールにて送付します。

◆受講方法について◆

受講料の納入が確認された方には講習会受講期間が近づいた段階で受講方法等のご案内を**ご登録いただいたメールアドレス宛に送付**いたします。

◆テキストについて◆

講習会受講期間が近くなりましたら**送付先指定のご住所へ郵送**いたします。

◆試験結果の通知について◆

ご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆講習修了証の発行について◆

オンライン発行いたします。(オープンバッジ)

◆試験について◆

- ・試験問題数: 40問
- ・試験実施方法: インターネット上での三者択一方式
- ・出題の範囲: 講習会での講義内容

◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当財団に係る業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

◆その他◆

本講習会を修了された方は、高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会を受講されなくても販売・貸与営業所管理者^{*}としての要件を満たします。(※特定保守管理医療機器を除く)

(参照:平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当))

※修理責任技術者専門講習会受講希望者の方へ

専門講習会の受講を希望される場合は、**基礎講習会とは別**にお申し込みが必要です。

(令和7年度より、基礎講習会と専門講習会は別々にお申込みいただく形式となっております。)

【問合せ及び申込み先】

ホームページアドレス:<https://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MK ビル 2F

公益財団法人 医療機器センター 研修事業部

E-mail: req-seminar@jaame.or.jp

令和7年度医療機器修理責任技術者基礎講習会カリキュラム

科 目	分	講師等
I. 現在の医療とその周辺について	60	医療法人財団利定会 大久野病院・介護医療院 理事・院長 河原 和夫
II. 修理の現状 1. 病院の現状と修理業のあるべき姿	50	大阪大学医学部附属病院 手術部・臨床工学部・材料部・ サプライセンター 特任教授 高階 雅紀
V. 技術 1. 修理に必要な医学知識（感染症を含む）	40	
III. 法律①医療機器等法 1. 修理業にかかる医療機器等法	120	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
IV. 法律②関連法規 1. 医療法 2. 医療関係者法令 3. 産業標準化法 4. 製造物責任法（PL）	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
II. 修理の現状 2. 業界側からみた修理業の現状と課題	50	医療機器修理責任技術者基礎講習会 運営委員 二俣 宗聖
V. 技術 2. 医用電気機器の安全通則等の基礎知識等	80	滋慶医療科学大学大学院 医療管理学研究科 客員教授 小野 哲章
		滋慶医療科学大学大学院 医療管理学研究科医療安全管理学専攻 客員教授 加納 隆
VI. 故障点検及び診断の方法並びに修理 （修理の具体的事例と注意事項を含む）	35	医療機器修理責任技術者基礎講習会 運営委員 山口 幸宏
VII. 業務管理	75	
テスト	50	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

令和 7 年度 医療機器修理責任技術者専門講習会 (全区分共通)

公益財団法人 医療機器センター

実 施 要 領

公益財団法人医療機器センターは、令和7年度の「医療機器修理責任技術者専門講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込みをしてください。

◆講習の目的◆

本講習会は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 188 条第一号イに基づく下記修理区分(特定保守管理医療機器)の医療機器修理責任技術者の資格取得を目的とする講習会です。

記

- 第1区分 画像診断システム関連
- 第2区分 生体現象計測・監視システム関連
- 第3区分 治療用・施設用機器関連
- 第4区分 人工臓器関連
- 第5区分 光学機器関連
- 第6区分 理学療法用機器関連
- 第7区分 歯科用機器関連
- 第8区分 検体検査用機器関連

◆受講資格◆

医療機器修理業の業許可を受けている事業所(製造業の業許可又は登録を含む)において、医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した後、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 188 条第一号イ及び第二号イに基づく基礎講習を修了した者であること。

(平成 16 年 7 月 9 日薬食発第 0709004 号第 14 の 6 の(1)ア参照)

- 1 本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。過去に本講習を受講し、既に修了証をお持ちの講習区分は再度受講する必要はありません。

◆各専門講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆

	開催方法	開催期間	申込締切日
第1回	eラーニング形式※	令和7年10月 1日(水) ～11月10日(月)	令和7年 8月29日(金)
第2回		令和8年 1月26日(月) ～ 3月 6日(金)	令和8年 1月 8日(木)
受講料	第1区分・第2区分・第4区分・第5区分・第6区分・第8区分:各 38,800 円(税込) 第3区分・第7区分:各 47,900 円(税込) ※テキスト代、試験の受験料を含みます		
注意点	※本講習会はインターネット上で行う「eラーニング」形式にて開催致します。 (注)1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。 2 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の <u>受講者変更はできません</u> ので、ご注意ください。		

◆講習の内容◆

区分ごとに異なるため、別記1～8のカリキュラムを参照してください。

◆受講料◆

登録省令に基づいた講習時間により受講料が異なります。[消費税・テキスト代を含む。]

- ・お振込後は、原則として返金は出来ませんのでご了承ください。
- ・お支払いについては、ご登録されたメールアドレス宛へ送信される審査結果通知内に記載されていますのでご確認ください。

◆受講免除者◆

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第188条第一号ロの「厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」に該当し、基礎講習を修了した場合に限り、当該講習の受講を免除される者は下記の通り。

(平成17年3月31日薬食機発第0331004号第2の1の2)参照)

第1区分の受講免除者:(一社)日本画像医療システム工業会主催(旧:(社)日本放射線機器工業会)
第1～9回 医用放射線機器点検技術者認定講習会修了者(認定日:1991年12月20日～1995年9月20日)
※(一社)日本画像医療システム工業会が発行した「認定書」が本専門講習の修了証に代わるものとなります。

第2区分の受講免除者:(一社)日本生体医工学会(旧:(社)日本エム・イー学会)主催
第1～17回 第2種ME技術実力検定試験合格者

◆受講申込み及び送付方法◆

当財団のホームページ(<https://www.jaame.or.jp/>)より申込みに必要な上記書類作成のための手続きをしてください。インターネット環境がなく当財団のホームページより手続きができない方につきましてはお電話にてお問合せください。

受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

◆審査結果通知について◆

先着順(受講申込完了順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなります。

なお、書類審査通過後に書類の虚偽記載・誤記載・証明内容と勤務実態に相違がある等が発覚した場合には、例え修了証を送付した後であっても受講資格無しとみなされ、資格は取り消しとなります。書類の作成には十分に注意してください。

書類審査を通過した方には随時審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)をメールにて送付します。

◆受講方法について◆

受講料の納入が確認された方には講習会受講期間が近づいた段階で受講方法等のご案内をご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆テキストについて◆

テキストは講習会受講期間が近くなりましたら送付先指定のご住所へ郵送いたします。

◆試験結果の通知について◆

ご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆講習修了証の発行について◆

オンライン発行いたします。(オープンバッジ)

◆試験について◆

- ・試験問題数: 50問
- ・試験実施方法: インターネット上での三者択一方式
- ・出題の範囲: 講習会での講義内容

◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当財団に係る業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

【問合せ及び申込み先】

ホームページアドレス: <https://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MK ビル 2F

公益財団法人 医療機器センター 研修事業部

E-mail: req-seminar@jaame.or.jp

医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム

「第 1 区分 画像診断システム関連」

科 目	分	講師等
機器概論 － 関連機器及び用品を含む① －	70	専門講習小委員会 委員 武藤 巧
機器概論 － 関連機器及び用品を含む② －	60	専門講習小委員会 委員 太田 恵理
機器概論 － 関連法規及び基準 －	130	専門講習小委員会 委員長 泉 孝吉 委員 酒井 利幸
信頼性工学と安全性	60	専門講習小委員会 委員 川崎 常紀
業務管理(感染防止対策含む)	100	専門講習小委員会 委員 鈴木 浩一 委員 守家 剛実
テスト	60	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム

「第2区分 生体現象計測・監視システム関連」

科 目	分	講師等
信頼性工学と安全性	50	専門講習小委員会 委員長 二俣 宗聖
業務管理 － 修理業への期待 －（感染防止対策含む）	40	東京女子医科大学病院 臨床工学部 ME 機器管理室 臨床工学技士長 酒井 基広
業務管理 － 修理業業務管理の要点 －	50	専門講習小委員会 委員長 二俣 宗聖
機器概論 － 規格と基準 －	60	専門講習小委員会 委員 村井 義浩
機器概論 － 生体現象計測機器概論 －	100	専門講習小委員会 委員 小室 久明
機器概論 － 監視・治療・機能補助機器概論 －	80	専門講習小委員会 委員 山本 弘
機器概論 － 超音波診断機器概論 －	40	専門講習小委員会 委員 長野 智章
テスト	60	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム

「第3区分 治療用・施設用機器関連」

科 目	分	講師等
機器概論 － 第3区分の機器ガイド －	30	専門講習小委員会 委員 藤田 雅稔
業務管理 － 修理に必要な基礎知識 －	30	専門講習小委員会 委員 長谷川 昭仁
機器概論 － 電気に関する基礎知識 － EMCによる不具合例	30	
業務管理 － 感染症に対する基礎知識と対処方法 －	50	東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科感染制御学 教授 吉田 理香
信頼性工学と保守管理業務	40	滋慶医療科学大学大学院 医療管理学研究科 客員教授 小野 哲章
機器概論 － 計測に関する基礎知識 －	50	専門講習小委員会 委員 佐々木 淳一
機器概論 － 関連法規及び基準(PLを含む) －	30	専門講習小委員会 委員長 高草 啓史
機器概論 － 医療用ガスについて(取扱い及び安全に関する留意事項) －	50	専門講習小委員会 委員長 高草 啓史
機器概論 － 人工呼吸器 －	60	専門講習小委員会 委員 宇野 宏志
機器概論 － 保育器 －	50	専門講習小委員会 委員 内山 直樹
機器概論 － 滅菌器 －	70	専門講習小委員会 委員 城之内 幸宏
機器概論 － 手術室関連機器 －	60	専門講習小委員会 委員 藤田 雅稔
機器概論 － 麻酔器 －	60	専門講習小委員会 委員 西岡 純
機器概論 － 輸液ポンプ －	60	専門講習小委員会 委員 戸澤 匡広
テスト	60	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム

「第4区分 人工臓器関連」

科 目	分	講師等
感染防止について	60	聖マリアンナ医科大学 微生物学 主任教授 感染制御部 部長 竹村 弘
信頼性工学と保守管理業務	50	滋慶医療科学大学大学院 医療管理学研究科 客員教授 小野 哲章
業務管理	45	専門講習小委員会 委員長 向畑 弘美
機器概論 － 人工心肺装置 －	75	専門講習小委員会 委員 中村 修
機器概論 － 血液浄化用装置 －	60	専門講習小委員会 委員 小野寺 淳
機器概論 － 人工腎臓装置① －	65	専門講習小委員会 委員 石津 結城
機器概論 － 人工腎臓装置② －	65	専門講習小委員会 委員 亀野 雅弘
テスト	60	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム

「第5区分 光学機器関連」

科 目	分	講師等
信頼性工学と安全管理 － ME機器信頼性工学と安全管理 －	40	滋慶医療科学大学大学院 医療管理学研究科医療安全管理学専攻 客員教授 加納 隆
信頼性工学と安全管理 － 感染症予防 －	30	大阪大学医学部附属病院 手術部・臨床工学部・材料部・ サプライセンター 准教授 高階 雅紀
業務管理 － 安全と保守管理 －	30	専門講習小委員会 委員長 小坂 寛
業務管理 － 責任技術者の実務と従業員教育 －	40	
機器概論 － 関連法規及び基準 －	60	専門講習小委員会 委員 橋新 裕一
機器概論 － 医用内視鏡 －	60	専門講習小委員会 委員 比嘉 啓斗
機器概論 － 内視鏡医用電気機器 －	60	専門講習小委員会 委員 日比 春彦
機器概論 － 超音波内視鏡 － － レーザ内視鏡 －	50	専門講習小委員会 委員 川島 行順
機器概論 － レーザ治療器 － － レーザ手術装置 －	50	専門講習小委員会 委員 内藤 泰幸
テスト	60	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム
「第 6 区分 理学療法用機器関連」

科 目	分	講師等
業務管理(機器総論及び感染防止対策含む)	50	専門講習小委員会 委員 宇高 勝成
信頼性工学と安全性(安全検査実務を含む)	90	専門講習小委員会 委員 成澤 正宏
機器概論 ー 温熱・水治療法機器の扱い方と修理 ー	50	専門講習小委員会 委員 宇高 勝成
機器概論 ー 低周波治療器の扱い方と修理 ー	50	専門講習小委員会 委員 木村 匡一
機器概論 ー リハビリ用機器の扱い方と修理 ー	40	専門講習小委員会 委員 伊藤 英俊
機器概論 ー レーザ治療器の扱い方と修理 ー	40	専門講習小委員会 委員 内山 浩昭
機器概論 ー 高周波・超音波治療器の扱い方と修理 ー	50	専門講習小委員会 委員 横田 尚之
機器概論 ー 自動問欠牽引装置の扱い方と修理 ー	50	専門講習小委員会 委員 櫻井 裕樹
テスト	60	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム

「第7区分 歯科用機器関連」

科 目	分	講師等
信頼性工学と安全性	50	専門講習小委員会 委員 長谷川 健嗣
業務管理(感染防止対策含む)	80	専門講習小委員会 委員 宮内 啓友
機器概論 － 歯科用X線装置について(1) －	80	専門講習小委員会 委員 小寺 康之
機器概論 － 歯科用X線装置について(2) －	80	専門講習小委員会 委員 森田 剛
機器概論 － 歯科用X線装置の保全について －	70	専門講習小委員会 委員 山口 幸宏
機器概論 － 歯科電気診断用機器及び関連装置 －	60	専門講習小委員会 委員 長谷川 健嗣
機器概論 － 歯科診療用関連機器及び歯科用レーザーの保全 －	60	専門講習小委員会 委員 加藤 誠一
機器概論 － 歯科診療用ユニットについて(1) －	90	専門講習小委員会 委員 東海林 正和
機器概論 － 歯科診療用ユニットについて(2) －	90	専門講習小委員会 委員 伊東 秀明
テスト	60	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム

「第 8 区分 検体検査用機器関連」

科 目	分	講師等
機器概論 － 臨床検査概論 － － 体外診断薬・精度管理・電解質・医用光度計・血液ガス －	45	専門講習小委員会 委員 大澤 進
規格・基準の概要 － 標準物質・精度管理 － 感染防止 － 感染防止対策 －	40	
規格・基準の概要 － ISO・臨床検査の ISO・JIS・医の倫理 －	45	専門講習小委員会 委員 人見 博也
機器概論 － 自動分析装置 －	45	専門講習小委員会 委員 今井 恭子
機器概論 － 血球計数装置・血液凝固分析装置・ 尿沈渣分析装置・尿化学分析装置 －	60	専門講習小委員会 委員 城谷 建成
機器概論 － グルコース・検体自動搬送システム・臨床検査システム －	35	専門講習小委員会 委員 加藤 龍二
機器概論 － 電気泳動装置・輸血血清検査装置・免疫血清検査装置 －	45	専門講習小委員会 委員 西山 良民
信頼性工学及び安全性工学 － 信頼性・安全性設計思想・施設ユーティリティ －	25	専門講習小委員会 委員 神山 浩司
業務管理 － 安全の確保・リモート・廃棄物 － 業務管理 － 電撃・設置作業管理 －	30	専門講習小委員会 委員 神山 浩司
業務管理 － 棄機法及び関連法令・PL・修理業の業務 － 苦情処理及び異常時の対応	50	専門講習小委員会 委員 相澤 祐樹
テスト	60	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

令和7年度医療機器製造業責任技術者講習会

公益財団法人 医療機器センター

実 施 要 領

公益財団法人 医療機器センターは、令和7年度の「医療機器製造業責任技術者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を作成してください。また、署名もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

作成にあたってはご自身が従事している(していた)事業所の許可番号の履歴及び許可年月日情報を事前に収集してください。

◆講習の目的◆

本講習会は、高度管理医療機器、管理医療機器の製造所の医療機器責任技術者の資格取得を目的とする講習会です。

また、受講免除者で実務に従事した経験のない方が、医薬品医療機器等法令等の研修のために受講すること(以下、「研修受講」という。)もできます。

(注)本講習会は新たに責任技術者の資格取得を目的とされる方を対象としています。

過去に本講習(平成16年度までの講習会の名称:医療機器製造業及び輸入販売業責任技術者等講習会)を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

[参考]責任技術者の資格要件と対象医療機器

製造の対象となる医療機器	責任技術者の資格の規定	備 考
・高度管理医療機器(クラスⅢ、Ⅳ)・ 管理医療機器(クラスⅡ)	医薬品医療機器等法施行規則 第114条の53第1項	※高度管理医療機器、管理医療機器の製造業責任技術者の資格を有する者は、一般医療機器の製造業責任技術者の資格を有することになります。
・一般医療機器(クラスⅠ)	医薬品医療機器等法施行規則 第114条の53第2項	

◆受講資格◆

以下①②のいずれかを満たす者

①医療機器製造業(旧法における輸入販売業、外国製造国内管理人を含む)の許可及び登録を受けている製造所において、医療機器の製造に関する業務(旧法における輸入販売業、外国製造国内管理人の業務を含む)に5年以上従事した者

【医薬品医療機器等法施行規則114条の52第1項第三号に該当する者】

②大学等(学部を問わない)を卒業した者で、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者

【医薬品医療機器等法施行規則114条の52第1項第四号及び

厚生労働省告示第169号(令和6年3月29日)第3条第3項に該当する者】

* 従事期間は、複数の業態又は事業所における従事の期間を通算して計算しても構いません。

* 下記の受講免除者に該当するが、医療機器の製造に関する業務(旧法における輸入販売業、外国製造国内管理人の業務を含む)に従事した経験のない方が、医薬品医療機器等法令等の研修のために受講すること(研修受講)もできます。

◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の製造所の責任技術者の資格要件を満たす者として掲げられている者

【高度管理医療機器、管理医療機器の製造所の責任技術者】

(医薬品医療機器等法施行規則第114条の53第1項の条文より抜粋)

第一号:大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

(ただし、実務に従事した経験のない者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習に参加するなどして、薬事法令等の研修の受講に努めるよう指導されている。令和6年3月29日 医薬発0329第10号)

第二号:旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者

第四号:厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

(第三号略:本講習会のことです。)

※参考【一般医療機器のみを製造する製造所の責任技術者】

(医薬品医療機器等法施行規則第114条の53第2項の条文より抜粋)

第一号:旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

(ただし、実務に従事した経験のない者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習に参加するなどして、薬事法令等の研修の受講に努めるよう指導されている。令和6年3月29日 医薬発0329第10号)

第二号:旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者

第三号:厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

これ以外の学部等専門課程については、都道府県薬務担当窓口にお問い合わせください。

◆講習開催方法、期間及び受講申込締切◆

	開催方法	開催期間	申込締切日
第1回	eラーニング形式※	令和7年10月 6日(月)～ 11月 7日(金)	令和7年 8月 1日(金)
第2回		令和8年 1月26日(月)～ 2月27日(金)	令和8年 1月 6日(火)
注意 点	※本講習会はインターネット上で行う「eラーニング」形式にて開催致します。 (注)1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。 2 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の <u>受講者変更はできません</u> ので、ご注意ください。		

◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

◆受講料◆

52,500円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・お振込後は、原則として返金は出来ませんのでご了承ください。
- ・お支払いについては、ご登録されたメールアドレス宛へ送信される審査結果通知内に記載されていますのでご確認ください。

◆受講申込み及び送付方法◆

当財団のホームページ(<https://www.jaame.or.jp/>)より申込みに必要な上記書類作成のための手続きをしてください。インターネット環境がなく当財団のホームページより手続きができない方につきましてはお電話にてお問合せください。

受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

◆審査結果通知について◆

先着順(受講申込完了順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなります。

なお、書類審査通過後に書類の虚偽記載・誤記載・証明内容と勤務実態に相違がある等が発覚した場合には、例えば修了証を送付した後であっても受講資格無しとみなされ、**資格は取り消し**となります。書類の作成には十分に注意してください。

書類審査を通過した方には随時審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)をメールにて送付します。

◆受講方法について◆

受講料の納入が確認された方には講習会受講期間が近づいた段階で受講方法等のご案内を**ご登録いただいたメールアドレス宛に送付**いたします。

◆テキストについて◆

テキストは講習会受講期間が近くなりましたら**送付先指定のご住所へ郵送**いたします。

◆試験結果の通知について◆

ご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆講習修了証の発行について◆

オンライン発行いたします。(オープンバッジ)

◆試験について◆

- ・試験問題数: 40問
- ・試験実施方法: インターネット上での三者択一方式
- ・出題の範囲: 講習会での講義内容

◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当財団に係る業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

◆その他◆

本講習会を修了された方は、高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会を受講されなくても販売及び貸与営業所管理者としての要件を満たします。

(参照:平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知)

【問合せ及び申込み先】 ホームページアドレス: <https://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MKビル 2F
公益財団法人 医療機器センター 研修事業部

令和7年度医療機器製造業責任技術者講習会カリキュラム

科 目	分	講師等
I. 現在の医療とその周辺について	60	医療法人財団利定会 大久野病院・介護医療院 理事・院長 河原 和夫
II. 医療の現状と医療機器について	50	大阪大学医学部附属病院 手術部・臨床工学部・材料部・ サブライセンター 准教授 高階 雅紀
III. 法律①医療機器等法 1.医療機器等法における医療機器製造業の 責任技術者の義務について	100	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
IV. 法律②関連法規 1.医療法、医師法等について	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
V. 医療機器の品質確保について① (医療機器 QMS 省令・QMS 体制省令)	120	医療機器製造業責任技術者講習会 運営委員 中村 雅彦
V. 医療機器の品質確保について② (医療機器の製品群省令及び QMS 調査)	60	医療機器製造業責任技術者講習会 運営委員 中村 雅彦
VI. 製造販売後安全管理基準(GVP)について	30	医療機器製造業責任技術者講習会 講師 三田 哲也
テスト	50	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

令和7年度 高度管理医療機器等・特定管理医療機器 販売及び貸与営業所管理者講習会

公益財団法人 医療機器センター

実 施 要 領

公益財団法人 医療機器センターは、令和7年度の「高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を作成してください。また署名もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

作成にあたっては事前に、ご自身が従事している(していた)事業所の許可番号の履歴及び許可年月日情報を事前に収集してください。

*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」と記す。）施行規則により、医療機器販売及び貸与業の営業所管理者基礎講習会は、次の7つに分類されています。

1. 高度管理医療機器（※特定保守管理医療機器含む）
2. 特定管理医療機器（※医療機関向け管理医療機器）
3. 指定視力補正用レンズ等 [コンタクトレンズ]
4. 補聴器
5. 家庭用電気治療器
6. プログラム高度管理医療機器
7. プログラム特定管理医療機器

この内、本講習会は、**1. 高度管理医療機器**と**2. 特定管理医療機器**の医療機関向け医療機器を販売・貸与する営業所管理者の基礎講習として実施するものです。

（注）本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。

既に資格を取得し、営業所の管理者となっている方の継続研修ではありませんのでご注意ください。

過去に本講習（平成17年度までの講習会名称：医療機器販売及び賃貸管理者講習会、平成26年度までの講習会名称：高度管理医療機器・特定管理医療機器販売及び賃貸営業管理者講習会）を受講し、

既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

◆講習の目的及び受講資格◆

本講習会は、『医薬品医療機器等法施行規則第162条第1項第一号に規定する、高度管理医療機器等の販売等を行う営業所の管理者の資格取得』及び『医薬品医療機器等法施行規則第175条第1項各号列記以外の部分に規定する、特定管理医療機器のみの販売等を行う営業所の管理者の資格取得』を目的とする講習会です。

取り扱う医療機器の種類 〈管理者の資格の規定〉	受講資格
「高度管理医療機器」 (特定保守管理医療機器含む) (指定視力補正用レンズ等・プログラム高度管理医療機器を除く)	高度管理医療機器(特定保守管理医療機器含む)(指定視力補正用レンズ等・プログラム高度管理医療機器を除く)の販売等に関する業務に3年以上従事した者。 ※平成18年4月1日以前に薬事法で定める医療機器を販売等していた期間は、高度管理医療機器等を販売等していた期間とみなされます。
〈医薬品医療機器等法施行規則第162条第1項第一号〉	
「特定管理医療機器」 (補聴器・家庭用電気治療器・プログラム特定管理医療機器を除く医療機関向け管理医療機器)	特定管理医療機器(補聴器・家庭用電気治療器・プログラム特定管理医療機器を除く)の販売等に関する業務に3年以上従事した者。若しくは高度管理医療機器等の販売等に関する業務に1年以上従事した者。 ※平成18年4月1日以前に薬事法で定める医療機器を販売等していた期間は、高度管理医療機器等を販売等していた期間とみなされます。
〈医薬品医療機器等法施行規則第175条第1項各号列記以外の部分に規定〉	

(注)「従事期間」は、届出または許可を取得している複数の業態又は事業所における従事の期間を通算して計算しても構いません。

◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の種類を問わず営業所の管理者の資格要件を満たす者として掲げられている者
施行規則第162条第1項第2号、同条第2項第2号、又は同条第3項第2号の「厚生労働大臣が前号に掲げる
者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者」の取扱い

(参照:平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知)

- ①医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者
- ②高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者
(「大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者」等を指す)
- ③医療機器の製造業の責任技術者の要件を満たす者(製造工程のうち設計のみを行う製造所における責任技術者及びプログラム医療機器特別講習を修了した者を除く。)
- ④医療機器の修理業の責任技術者の要件を満たす者
- ⑤薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第7条の規定により同法による改正後の医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者(みなし合格登録販売者)
- ⑥財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者(平成6年から平成9年にかけて開催していた講習会であり、現在は行っておりません。)

◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆

	開催方法	開催期間	申込締切日
第1回	eラーニング形式※	令和7年 6月23日(月)～ 7月22日(火)	令和7年 4月30日(水)
第2回		令和7年11月25日(火)～12月26日(金)	令和7年10月31日(金)
注意 点	※本講習会はインターネット上で行う「eラーニング」形式にて開催致します。 (注)1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。 2 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の受講者変更はできませんので、ご注意ください。		

◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

◆受講料◆

14,800円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・お振込後は、原則として返金は出来ませんのでご了承ください。
- ・お支払いについては、ご登録されたメールアドレス宛へ送信される
審査結果通知内に記載されていますのでご確認ください。

◆受講申込み及び送付方法◆

当財団のホームページ(<https://www.jaame.or.jp/>)より申込みに必要な上記書類作成のための手続きをしてください。インターネット環境がなく当財団のホームページより手続きができない方につきましてはお電話にてお問合せください。

受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

◆審査結果通知について◆

先着順(受講申込完了順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなります。

なお、書類審査通過後に書類の虚偽記載・誤記載・証明内容と勤務実態に相違がある等が発覚した場合には、例えば修了証を送付した後であっても受講資格無しとみなされ、**資格は取り消し**となります。書類の作成には十分に注意してください。

書類審査を通過した方には随時審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)をメールにて送付します。

◆受講方法について◆

受講料の納入が確認された方には講習会受講期間が近づいた段階で受講方法等のご案内をご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆テキストについて◆

テキストは講習会受講期間が近くなりましたら送付先指定のご住所へ郵送いたします。

◆試験結果の通知について◆

ご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆講習修了証の発行について◆

オンライン発行いたします。(オープンバッジ)

◆試験について◆

- ・試験問題数: 高度管理医療機器12問、特定管理医療機器10問
- ・試験実施方法: インターネット上での三者択一方式
- ・出題の範囲: 講習会での講義内容

◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当財団に係る業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

【参考】厚生労働省令に基づく基礎講習の区分体系等については、当財団のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【問合せ及び申込み先】

ホームページアドレス: <https://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MK ビル 2F

公益財団法人 医療機器センター 研修事業部

E-mail: req-seminar@jaame.or.jp

**令和7年度高度管理医療機器等・特定管理医療機器
販売及び貸与営業所管理者講習会カリキュラム**

科 目	分	講師等
I. 現在の医療とその周辺について	60	医療法人財団利定会 大久野病院・介護医療院 理事・院長 河原 和夫
II. 販売業・貸与業に関する医療機器等法の規定 1.医療機器等法 2.医療機器等法施行令 3.医療機器等法施行規則	95	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
III. 関連法規 1.医療法・医師法等について	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
IV. 医療側からみた販売業者のあり方について	50	大阪大学医学部附属病院 手術部・臨床工学部・材料部・ サプライセンター 准教授 高階 雅紀
V. 販売業者等の品質確保における業務管理について	60	医療機器販売・貸与営業所管理者講習会 運営委員 飯田 隆太郎
VI. 医療機器の流通における品質確保について 1.流通の現状について 2.修理業及び保守点検 3.販売倫理 製造業者側からみた販売業者のあり方を含む	25	一般社団法人日本医療機器販売業協会 流通研究部会 副部会長 五嶋 規夫
	25	医療機器販売・貸与営業所管理者講習会 運営委員 山口 幸宏
	25	一般社団法人日本医療機器産業連合会 企業倫理委員会 委員長 三苫 真
テスト	10	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

令和7年度 コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会

公益財団法人 医療機器センター

実 施 要 領

公益財団法人 医療機器センターは、令和7年度の「コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を作成してください。また、署名もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

作成にあたってはご自身が従事している(していた)事業所の許可番号の履歴及び許可年月日情報を事前に収集してください。

*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、医薬品医療機器等法と記す。)施行規則により、医療機器販売及び貸与業の営業所管理者基礎講習会は、次の7つに分類されています。

1. 高度管理医療機器 (※特定保守管理医療機器含む)
2. 特定管理医療機器 (※医療機関向け管理医療機器)
3. 指定視力補正用レンズ等[コンタクトレンズ]
4. 補聴器
5. 家庭用電気治療器
6. プログラム高度管理医療機器
7. プログラム特定管理医療機器

この内、本講習会は、**3. 指定視力補正用レンズ等[コンタクトレンズ]**を販売する営業所管理者の基礎講習として実施するものです。

重要: 次頁の受講資格及びその注意書を熟読してください。

(注) 本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。

既に資格を取得し、営業所の管理者となっている方の継続研修ではありませんのでご注意ください。

過去に本講習(平成17年度までの講習会名称:医療機器販売及び賃貸管理者講習会、平成26年度までの講習会名称:コンタクトレンズ販売営業管理者講習会)を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

◆講習の目的及び受講資格◆

本講習会は、『医薬品医療機器等法施行規則第162条第2項第一号に規定する、指定視力補正用レンズ等のみの販売等を行う営業所の管理者の資格取得』を目的とする講習会です。

取り扱う医療機器の種類 〈管理者の資格の規定〉	受講資格
「指定視力補正用レンズ等」 平成18年厚生労働省告示第69号等により指定されているコンタクトレンズの範囲は次のとおりです。 ・再使用可能な視力補正用色付コンタクトレンズ ・再使用可能な視力補正用コンタクトレンズ ・単回使用視力補正用コンタクトレンズ ・単回使用視力補正用色付コンタクトレンズ ・再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ ・単回使用非視力補正用色付コンタクトレンズ	指定視力補正用レンズ等の販売等に関する業務に1年以上従事した者。若しくは高度管理医療機器等の販売等に関する業務に1年以上従事した者。 ※平成18年4月1日以前に薬事法で定める医療機器を販売等していた期間は、高度管理医療機器等を販売等していた期間とみなされるので、 <u>同一のものを講習会開催の日までに通算して1年以上取り扱っていれば</u> 、高度管理医療機器等に関して従事していた者とみなし、左記の受講資格として認められる。
〈医薬品医療機器等法施行規則第162条第2項第一号〉	

- (注) 1 「1年以上の従事期間」は、届出または許可を取得している複数の業態又は事業所における従事の期間を通算して計算しても構いません。
- 2 従事経験年数は、当該営業所で高度管理医療機器の販売業許可を取得した日以降を起算日としてください。(非視力補正用コンタクトレンズで高度管理医療機器の販売業許可を取得する以前の従事経験は含まれません。)
- 3 角膜矯正用コンタクトレンズ、治療用コンタクトレンズは医療機関向けの高度管理医療機器であり、本講習の対象医療機器ではありません。
(角膜矯正用コンタクトレンズ、治療用コンタクトレンズを取り扱う営業所の管理者の資格を取得するための基礎講習会は「高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会」です。)
- 4 医薬品医療機器等法上、コンタクトレンズは高度管理医療機器に分類されていますが、使用者が販売業者より直接購入し、日常生活で用いるという点で他の医療機関向け高度管理医療機器とは異なるため、講習内容をコンタクトレンズに特化した内容にして高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者基礎講習と区別して実施しています。

◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の種類を問わず営業所の管理者の資格要件を満たす者として掲げられている者
施行規則第162条第1項第2号、同条第2項第2号、又は同条第3項第2号の「厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者」の取扱い

(平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知)

- ①医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者
- ②高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者
(「大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者」等を指す)
- ③医療機器の製造業の責任技術者の要件を満たす者(製造工程のうち設計のみを行う製造所における責任技術者及びプログラム医療機器特別講習を修了した者を除く。)
- ④医療機器の修理業の責任技術者の要件を満たす者
- ⑤薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第7条の規定により同法による改正後の医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者(みなし合格登録販売者)
- ⑥財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者
(平成6年から平成9年にかけて開催していた講習であり、現在は行っておりません。)

◆講習の開催方法、期間及び受講申込締切◆

会期	開催方法	開催期間	申込締切日
第1回	eラーニング形式*	令和7年 6月23日(月)～ 7月22日(火)	令和7年 4月30日(水)
第2回		令和7年10月 1日(水)～10月31日(金)	令和7年 9月 5日(金)
第3回		令和8年 1月 5日(月)～ 2月 6日(金)	令和7年12月12日(金)
注意 点	*本講習会はインターネット上で行う「eラーニング」形式にて開催致します。 注1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。 注2 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の受講者変更はできませんので、ご注意ください。		

◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

◆受講料◆

14,800円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・お振込後は、原則として返金は出来ませんのでご了承ください。
- ・お支払いについては、ご登録されたメールアドレス宛へ送信される審査結果通知内に記載されていますのでご確認ください。

◆受講申込み及び送付方法◆

当財団のホームページ(<https://www.jaame.or.jp/>)より申込みに必要な上記書類作成のための手続きをしてください。インターネット環境がなく当財団のホームページより手続きができない方につきましてはお電話にてお問合せください。受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

◆審査結果通知について◆

先着順(受講申込完了順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなります。

なお、書類審査通過後に書類の虚偽記載・誤記載・証明内容と勤務実態に相違がある等が発覚した場合には、例え修了証を送付した後であっても受講資格無しとみなされ、**資格は取り消し**となります。書類の作成には十分に注意してください。

書類審査を通過した方には随時審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)をメールにて送付します。

◆受講方法について◆

受講料の納入が確認された方には講習会受講期間が近づいた段階で受講方法等のご案内をご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆テキストについて◆

講習会受講期間が近くなりましたら送付先指定のご住所へ郵送いたします。

◆試験結果の通知について◆

ご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆講習修了証の発行について◆

オンライン発行いたします。(オープンバッジ)

◆試験について◆

- ・試験問題数: 12問
- ・試験実施方法: インターネット上での三者択一方式
- ・出題の範囲: 講習会での講義内容

◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当財団に關係する業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

【参考】厚生労働省令に基づく基礎講習の区分体系等については、当財団のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【問合せ及び申込み先】

ホームページアドレス: <https://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MKビル 2F

公益財団法人 医療機器センター 研修事業部

E-mail: req-seminar@jaame.or.jp

令和7年度コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会カリキュラム

科 目	分	講師等
I. コンタクトレンズの医学的側面	50	日本コンタクトレンズ学会 担当者
II. 販売業・貸与業に関する医療機器等法の規定 1.医療機器等法 2.医療機器等法施行令 3.医療機器等法施行規則	100	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
III. 関連法規 1.医療法・医師法等について	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
V. 販売業者等の品質確保における業務管理について	70	一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会 担当者
IV. 医療側からみたコンタクトレンズの販売について	50	公益社団法人 日本眼科医会 担当者
VI. 医療機器の流通における品質確保について 1.流通の現状について 2.販売倫理・公正競争規約 製造業者側からみた販売業者のあり方を含む	40	一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会 担当者
	20	一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会 担当者
テスト	10	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

令和7年度 プログラム高度管理医療機器等 販売及び貸与営業所管理者講習会

公益財団法人 医療機器センター

実 施 要 領

公益財団法人 医療機器センターは、令和7年度の「プログラム高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を記入してください。また記入もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」と記す。）施行規則により、医療機器販売及び貸与業の営業所管理者基礎講習会は、次の7つに分類されています。

1. 高度管理医療機器（※特定保守管理医療機器含む）
2. 特定管理医療機器（※医療機関向け管理医療機器）
3. 指定視力補正用レンズ等 [コンタクトレンズ]
4. 補聴器
5. 家庭用電気治療器
6. プログラム高度管理医療機器
7. プログラム特定管理医療機器

この内、本講習会は、**6. プログラム高度管理医療機器**と **7. プログラム特定管理医療機器**のみを販売・貸与する営業所管理者の基礎講習として実施するものです。

（注）本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。

過去に上記表中の1. 高度管理医療機器（※特定保守管理医療機器含む）を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

◆講習の目的及び受講資格◆

本講習会は、『医薬品医療機器等法施行規則第162条第3項第一号に規定する、**プログラム高度管理医療機器のみの販売等を行う営業所の管理者の資格取得**』及び『医薬品医療機器等法施行規則第175条第1項第三号に規定する、**プログラム特定管理医療機器のみの販売等を行う営業所の管理者の資格取得**』を目的とする講習会です。
（**高度管理医療機器販売の従事の経験が3年以上ある方**）に関しては、講習会が異なります。別で設けております高度管理医療機器（※特定保守管理医療機器含む）の販売及び貸与営業所管理者講習会をご確認ください。）

取り扱う医療機器の種類 〈管理者の資格の規定〉	受講資格
「プログラム高度管理医療機器」 〈医薬品医療機器等法施行規則第162条第3項第一号・第二号〉	プログラム高度管理医療機器の販売及び貸与営業所管理者になろうとする者
「プログラム特定管理医療機器」 〈医薬品医療機器等法施行規則第175条第1項第三号〉	プログラム特定管理医療機器の販売及び貸与営業所管理者になろうとする者

管理者の区分	取り扱い可能な医療機器の範囲
プログラム高度管理医療機器販売 及び貸与営業所管理者	プログラム高度管理医療機器及びプログラム特定管理医療機器
プログラム特定管理医療機器販売 及び貸与営業所管理者	プログラム特定管理医療機器のみ

※本講習会を修了された際に得られる資格は**プログラム高度管理医療機器等**販売及び貸与営業所管理者の資格です。

◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の種類を問わず営業所の管理者の資格要件を満たす者として掲げられている者
施行規則第162条第1項第2号、同条第2項第2号、又は同条第3項第2号の「厚生労働大臣が前号に掲げる
者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者」の取扱い

(平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知)

- ①医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者
- ②高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者
(「大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に
関する専門の課程を修了した者」等を指す)
- ③医療機器の製造業の責任技術者の要件を満たす者
- ④医療機器の修理業の責任技術者の要件を満たす者
- ⑤薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第7条の規定により同法による改正後の医薬品医
療機器等法(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、
同条第2項の登録を受けた者(みなし合格登録販売者)
- ⑥財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所
認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者

◆講習の開催方法、期間及び受講申込締切◆

	開催方法	開催期間	申込締切日
第1回	eラーニング形式※	令和7年 6月23日(月)～ 7月22日(火)	令和7年 4月30日(水)
第2回		令和7年11月25日(火)～12月26日(金)	令和7年10月31日(金)
注 意 点	※本講習会はインターネット上で行う「eラーニング」形式にて開催致します。 (注)1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。 2 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の受講者変更はできませんので、ご注意ください。		

◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

◆受講料◆

14,800円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・お振込後は、原則として返金は出来ませんのでご了承ください。
- ・お支払いについては、ご登録されたメールアドレス宛へ送信される
審査結果通知内に記載されていますのでご確認ください。

◆受講申込み及び送付方法◆

当財団のホームページ(<https://www.jaame.or.jp/>)より申込みに必要な上記書類作成のための手続きをしてください。インターネット環境がなく当財団のホームページより手続きができない方につきましてはお電話にてお問合せください。

受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

◆審査結果通知について◆

先着順(受講申込完了順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなります。

なお、書類審査通過後に書類の虚偽記載・誤記載・証明内容と勤務実態に相違がある等が発覚した場合には、例え修了証を送付した後であっても受講資格無しとみなされ、**資格は取り消し**となります。書類の作成には十分に注意してください。

書類審査を通過した方には随時審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)をメールにて送付します。

◆受講方法について◆

受講料の納入が確認された方には講習会受講期間が近づいた段階で受講方法等のご案内を**ご登録いただいたメールアドレス宛に送付**いたします。

◆テキストについて◆

テキストは講習会受講期間が近くなりましたら**送付先指定のご住所へ郵送**いたします。

◆試験結果の通知について◆

ご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆講習修了証の発行について◆

オンライン発行いたします。(オープンバッジ)

◆試験について◆

- ・試験問題数: 12問
- ・試験実施方法: インターネット上での三者択一方式
- ・出題の範囲: 講習会での講義内容

◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当財団に関係する業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

【参考】厚生労働省令に基づく基礎講習の区分体系等については、当財団のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【問合せ及び申込み先】

ホームページアドレス: <https://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MK ビル 2F

公益財団法人 医療機器センター 研修事業部

E-mail: req-seminar@jaame.or.jp

令和7年度プログラム高度管理医療機器等 販売及び貸与営業所管理者講習会カリキュラム

科 目	分	講師等
I. 現在の医療とその周辺について	60	医療法人財団利定会 大久野病院・介護医療院 理事・院長 河原 和夫
II. 販売業・貸与業に関する医療機器等法の規定 1.医療機器等法 2.医療機器等法施行令 3.医療機器等法施行規則	95	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
III. 関連法規 1.医療法・医師法等について	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
IV. 医療側からみた販売業者のあり方について	50	大阪大学医学部附属病院 手術部・臨床工学部・材料部・ サプライセンター 准教授 高階 雅紀
V. 販売業者等の品質確保における業務管理について	60	医療機器販売・貸与営業所管理者講習会 運営委員 飯田 隆太郎
VI. 医療機器の流通における品質確保について 1.流通の現状について 2.修理業及び保守点検 3.販売倫理 製造業者側からみた販売業者のあり方を含む	25	一般社団法人日本医療機器販売業協会 流通研究部会 副部会長 五嶋 規夫
	25	医療機器販売・貸与営業所管理者講習会 運営委員 山口 幸宏
	25	一般社団法人日本医療機器産業連合会 企業倫理委員会 委員長 三苫 真
テスト	10	

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。講義時間には質疑応答を含みます。